

岬“ゆめ・みらい”サポート事業要綱

制定 平成20年6月23日
最終改正 令和2年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民、事業者、町が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあい、地域を支えるあらゆる主体が主役となったまちづくりをめざすことを目的に、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の実施及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」(以下「本制度」という。)とは、社会的責任に対する意識の高まりを踏まえ、住民団体はじめ、NPOや民間事業者等が取り組む地域貢献活動等と本町施策との協働・連携を進め、民間のノウハウと活力を活かした効率的かつ効果的な公共・公益サービスを創造し、実現するための官民協働を促進する仕組みをいう。

2 この要綱において、「岬“ゆめ・みらい”サポーター」(以下「サポーター」という。)とは、本制度の趣旨に賛同し、本要綱第4条及び第5条に規定する手続を経て第5条に規定する登録が決定され、岬“ゆめ・みらい”サポート事業者として登録された者をいう。

3 この要綱において、「地域貢献活動等」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

(1) 地域貢献活動

本町域を中心とする地域社会の公益に資する活動をいい、まちづくり活動等の地域活性化活動やボランティア活動はもとより、企業や団体などの法人が行う慈善事業または営利活動を通しての結果的な地域課題の是正、ボランティアへの援助、本町及び本町域の公益法人が実施する公共サービスへの人材資機材の供出、並びに本町又は本町域の公益法人に対する寄附などを含む。

(2) 社会的企業活動

NPO及び民間事業者が社会的課題の解決を目的として実施する有料のサービス提供活動をいう。

(3) その他の社会貢献活動

本町域における活動を通じて、本町域に止まらず、日本社会の公益に資する活動及び国際社会に貢献する活動をいう。なお、主たる活動拠点を本町に置く団体にあつては、本町外において行う活動を含む。

(サポーターの要件)

第3条 地域貢献活動等について、自ら提案し、実施する意欲があり、本町の施策との連携・協働等を通じて、地域社会の発展に寄与することを希望するグループ及び団体(法人格の有無は問わない)を公募し、登録する。ただし、主たる事業が営利を目的とする団体、企業にあつては、社会的責任あるいは地域貢献に対する代表者の考え方、企業理念等を明確に提示することを要件とする。

2 次の事項に該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (4) 本町の指名停止措置を受けているもの
- (5) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの

- (6) 政治活動を助長するおそれのあるもの
 - (7) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
 - (8) 次の業種に該当するもの
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行うもの
 - (イ) 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - (ウ) たばこに係るもの
 - (エ) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
 - (9) その他本町が登録しないことが適切と認めるもの
- 3 登録後、前項に該当する事象が発生した場合は、登録を抹消する。
(サポーター登録の募集及び申込み)
- 第4条 登録手続に関しては、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 登録募集に関しては、原則、インターネット（ホームページ）により公募する。
 - (2) 登録を希望する者は、ホームページより申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、電子メール又は郵送等により本町に提出する。
- 2 サポーターは、登録内容に変更を生じた場合、登録情報変更届（様式4）により届け出るものとする。
- 3 サポーターは、登録の抹消を希望する場合、登録抹消申出書（様式5）を提出することにより抹消を申し出ることができる。
- 4 前2項の届出及び申出方法は、第1項に準じる。
(登録の適否等の確認)
- 第5条 本町は、申込みの内容等を確認し、登録の適否を決定するものとする。
(登録適否等の通知)
- 第6条 本町は、登録の適否及び抹消について、電子メール又は郵送等により申込者に通知するものとする。
(サポーターに関する情報の登録等)
- 第7条 本町は、登録を決定したサポーターについて、必要な情報をとりまとめ、職員が情報を共有するシステムにより、庁内に公開する。
- 2 本町は、必要があると認める場合、これを対外的に公表することができる。
(サポーターによる事業提案等)
- 第8条 サポーターは、本町に対して地域貢献活動等の事業提案を随時行うことができるものとする。この際、事業提案書（様式2）に参考資料を添付のうえ、本町に提出するものとする。
- 2 本町は、前項の提案書等の提出があった場合、第9条に規定する審査機関において、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」（以下「サポート事業」という。）としての適否について審査するものとする。
- 3 本町は、前項の審査結果について、当該提案を行ったサポーターに電子メール又は電話等によりすみやかに通知するものとする。なお、サポート事業として決定する場合は、別に定める「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」（以下「サポート事業マーク」という。）の使用権を付与する旨、併せて通知するものとする。
(審査機関)
- 第9条 本町は、サポーターから前条第1項に定める事業提案について、事業承認の適否を審査するため、岬“ゆめ・みらい”サポート事業承認審査会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の委員は、財政改革課長、福祉課長、土木下水道課長、産業観光促進課長、生

涯学習課長をもって充てる。

3 審査会の委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、サポーターから事業提案があった場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、事業提案を行ったサポーターを審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部企画地方創生課において処理する。

(サポーターとの調整等)

第12条 本町は、サポーターが行った事業提案について、他のサポーターとの連携を図ることによって、より一層の効果が期待できると判断する場合は、当該事業提案を行ったサポーターの意向を確認した上で、他のサポーターとのマッチング調整を行うものとする。

2 本町は、サポーターが行った事業提案について、本町の施策との連携を図ることによって、より一層の効果が期待できると判断する場合は、当該事業提案を行ったサポーターの意向を確認した上で、本町の施策とのマッチング調整を行うものとする。

3 本町は、本町の施策の実現に向けた事業を企画立案する場合において、サポーターに対し、協力・連携等について提案することができるものとする。

(承認事業の実施)

第13条 サポーターは、第8条第3項によるサポート事業の決定について通知を受けた場合は、本制度による承認事業として、事業を実施することができる。

2 前項の事業の実施にあたり、事業告知のポスターやパンフレット、事業会場等に設置する看板等に別に定めるサポート事業マークを表示することができる。なお、表示方法、表示期間等の内容を使用届(様式3)により、町に事前に届け出るものとする。

3 サポーターは、サポート事業を終了したときは、事業報告書を町に提出するものとする。

(承認事業のPR)

第14条 本町は、ホームページへの掲載等により本制度による承認事業の事前PR及び事業実績等の周知に努めるものとする。

(職員の綱紀保持への協力)

第15条 サポーターは、本制度による各種事業の実施等により関係する本町職員が高い倫理観をもって職務を遂行できるよう十分配慮し、職員の綱紀保持に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

予定(又は今後の取組みを検討している)地域貢献活動等の内容 ※	該当事項にチェック (☑または■)してください。(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 町への寄附又は町の公益法人への寄附にかかるチャリティ事業の開催 <input type="checkbox"/> 町又は町の公益法人、ボランティア等が実施する事業への協賛 (協賛金拠出) <input type="checkbox"/> 町又は町の公益法人、ボランティア等が実施する事業への協賛 (顕彰事業等にかかる賞の提供、記念品、副賞等の提供) <input type="checkbox"/> イベント会場の無償提供 <input type="checkbox"/> イベントスタッフの無償提供 (マンパワー (社員等) による協力) <input type="checkbox"/> イベントに必要な各種備品等の無償提供・無償貸出 <input type="checkbox"/> 物品の無償提供 (各種イベント参加者への配布記念品等の提供) <input type="checkbox"/> 寄附協力 (社会貢献カード、地域貢献型自販機設置等の協力含む) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)
	<div style="font-size: 4em; margin: 0 auto;">{</div>

注) ※印は記載必須。 ◎印は民間事業者について、記載必須。
 注) 住民団体、NPO の場合は会員名簿の添付をお願いします。

同 意 書

岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度に登録申込みをするにあたり、下記の事項に同意します。

- 1 「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱」の趣旨に賛同の上、登録します。
- 2 「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱」第3条第1項に該当するとともに、同条第2項及び第3項に該当しません。
- 3 申込書に記載した事項について、岬町が必要に応じて対外的に情報提供します。
- 4 事業の実施にあたっては、地域の発展に寄与するよう努力します。
- 5 登録抹消の申出にあたっては、岬町まちづくり戦略室企画政策担当に書面により提出します。
- 6 登録期間中に違法行為等があった場合は、岬町まちづくり戦略室企画政策担当に書面によりその旨を通知します。また、その違法行為等及び同意書第2項に該当しなくなったことを理由に岬町の判断で一方向的に登録を抹消されても異議はありません。
- 7 岬町職員の綱紀保持の遵守に協力します。

年 月 日

 団体・グループ名

 代表者名

 印

様式2

岬“ゆめ・みらい”サポート事業提案書

年 月 日

岬町長 あて

サポーター名 _____

代 表 者 _____ 印

岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の事業を提案し、別添参考資料を添えて提出します。

記

事業名	
事業の趣旨・目的	
事業概要	(1) 事業内容 (2) 実施場所 (3) 事業主体（主催者等）
事業の実施時期	年 月 日～ 年 月 日（計 日間）
地域貢献活動等の内容及び目標	

事業収支計画	収入(見込み) 計 _____ 円													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	内訳	金額											
	内訳	金額												
	支出(見込み) 計 _____ 円													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	内訳	金額											
内訳	金額													
町に希望する協力の内容	<p>該当事項にチェック (☑または■) してください。(複数チェック可)</p> <p><input type="checkbox"/> 町施設 (スペース) の貸与</p> <p><input type="checkbox"/> 町の備品等の貸与</p> <p><input type="checkbox"/> 町職員の協力・支援</p> <p><input type="checkbox"/> 町の広報紙やホームページ等を活用した事業の情報発信</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください。)</p> <p>[_____]</p>													
他のサポーター等の参画の可能性	<p>該当事項にチェック (☑または■) してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 参画を希望する。 <input type="checkbox"/> 参画を希望しない。</p> <p>※参画を希望する内容を具体的に記入してください。(但し、希望に添えない場合があります。)</p> <p>[_____]</p>													

添付資料一覧 ※提出いただく添付資料名を記載してください。

様式3 岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク使用届

年 月 日

岬町長 あて

サポーター名 _____

代 表 者 _____ 印

岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」の使用について届け出ます。

記

表示方法	表示期間	備考

(注) ポスターやチラシ、ホームページなど各種PR媒体に活用する場合は、媒体ごとに記載してください。

なお、ポスターやチラシなどの印刷物に表示する場合は、備考欄に印刷物の発行枚数を記載してください。

「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」表示要領

(趣旨)

第1 この要領は、岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱（以下「要綱」という。）第13条第2項の規定に基づき、岬“ゆめ・みらい”サポート事業（以下「サポート事業」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(表示のデザイン等)

第2 第1の表示デザインは図1のとおりとし、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第3 マークは、岬町のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

1. 要綱第13条に基づき承認事業を実施する者
2. その他岬町長が認めた者

(マークの使用)

第4 第3に掲げる者は、要綱第13条第2項の規定に十分留意の上、承認事業の実施会場、承認事業にかかる物品等の本体、包装、承認事業を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。なお、この場合、事前にマークの使用内容を岬町長に届け出るものとする。

(苦情処理)

第5 マークを使用したものは、その使用に関して住民等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、岬町が定める。

附 則

この要領は、平成20年6月23日から施行する。

(図1) 岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク



岬町を象徴する町章を中心に据え、「山」（緑）と「海」（青）に囲まれた町を表現。
また、町の未来と夢の実現を真珠を育てる貝のように大切にサポートする様子をイメージしデザイン化しています。

様式 4

岬 “ゆめ・みらい” サポーター 登録情報変更届

年 月 日

岬 町 長 あて

サポーター名 _____

代 表 者 _____ 印

岬 “ゆめ・みらい” サポート事業制度要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、登録情報の変更について下記のとおり届け出ます。

記

登録情報	変更前	変更後

様式5

岬“ゆめ・みらい”サポーター 登録抹消申出書

年 月 日

岬町長 あて

サポーター名

代 表 者

印

岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第4条第3項の規定に基づき、サポーター登録の抹消を申し出ます。